

「民法の見直しをめぐる最新動向ー東アジアにおける債権法改正を中心に」の開催に際して
(国際学術シンポジウム)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学法科大学院 公開日: 2018-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朱, 曄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00025895

■ 国際学術シンポジウム ■

「民法の見直しをめぐる最新動向－東アジアにおける債権法改正を中心に」の開催に際して

朱 曄

グローバル化が進む中、国境を超えた取引が頻繁に行われるようになったと同時に法的紛争も多発してきている。これらのトラブルに対処するために、各国の法律規定およびその運用状況をめぐる相互理解を深めていくことが不可欠である。

こうした状況の中、東アジアにおいて、日本民法（債権法）は昨年全般的な改正が行われ、その多岐にわたる議論は民法の見直しを模索している国々などに示唆を与えると同時に、互いの法制運用現状を確認する上では格好な材料を与えるものと思われる。

他方、東アジアにおける経済関係がますます密接となり、各種の法的トラブルも増加しつつある中、静岡県にはアジアに進出する企業が多く、弁護士を始めとする法律専門家には法的支援など大きな役割が期待されている。また、静岡県弁護士会は、これまでアジアの弁護士協会と友好協定を締結し、積極的な交流活動を展開している。

以上のような状況を踏まえ、静岡大学地域法実務実践センターは、静岡大学法科大学院が蓄積してきた東アジア法研究の実績を継承しながら、日本、中華人民民法改正に携わる諸先生方および中国民法に造詣の深い俊英を招聘し、それぞれの民法改正の状況などを報告していただき、東アジアにおける最新動向についての理解を深める学術シンポジウムを関係諸団体と共催し、開催することとした。

本年度のシンポジウムは、2018年2月23日(金) 静岡県法律会館において開催された。本シンポジウムは、「報告」および「質疑応答」の2部により構成され、それぞれの概要は次の通りである。

第一部の「報告」では、まず東京大学法学部・大学院法学政治学研究科の道垣内弘人教授が日本民法改正のポイントについて解説した。次に、中華民国司法院大法官（憲法裁判所判事）の詹森林大法官により、裁判実務から見た中華人民民法改正の必要性について詳細な解析を行った。続いて、台湾大学法律学院の陳聰富教授は中華人民民法改正の方向性をめぐっての検討を加えられた。最後に、南京大学法学院の解亘教授は、中国民法典債権編制定の進捗状況を紹介した。

第二部においては、1時間ほどの質疑応答が行われたが、法曹界など各界の参加者から次々と質問が寄せられ、東アジアにおける民法の相互理解に資する有意義な議論が行われた。

最後に、本シンポジウムの開催にあたって共催者として全面的にご支援いただいた静岡県弁護士会、また、ご後援いただいた静岡県、静岡県経営者協会ならびに静岡大学国際交流センターをはじめ、その他ご協力いただいた関係者の皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げたい。

当日の報告内容を本号の静岡法務雑誌に掲載し、静岡県の地元企業ならびに日本企業の東アジアにおける民法改正の動向の理解に資することを願いたい。